

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：勝央町

1. 全職員に係る情報

| 職員区分 | 男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合) |
|-------------------|---------------------------------|
| 任期の定めのない常勤職員 | 87.4 % |
| 任期の定めのない常勤職員以外の職員 | 89.9 % |
| 全職員 | 68.1 % |

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

| 役職段階 | 男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合) |
|-------------|---------------------------------|
| 本庁部局長・次長相当職 | 0 % |
| 本庁課長相当職 | 98.5 % |
| 本庁課長補佐相当職 | 96.6 % |
| 本庁係長相当職 | 102.8 % |

(2) 勤続年数別

| 勤続年数 | 男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合) |
|--------|---------------------------------|
| 36年以上 | 0 % |
| 31～35年 | 83.0 % |
| 26～30年 | 94.1 % |
| 21～25年 | 88.9 % |
| 16～20年 | 86.5 % |
| 11～15年 | 87.8 % |
| 6～10年 | 95.1 % |
| 1～5年 | 84.5 % |

【説明欄】

- ・全職員 302 人（男性：85 人、女性：217 人）のうち、会計年度任用職員は 172 人（男性：25 人、女性 147 人）である。全男性に占める会計年度任用職員の割合は約 29%であるのに対し、全女性では約 68%となる。近年は女性職員の新規採用が増えた結果、相対的に給与水準が低い職員が女性に偏り、相対的に女性の給与の割合が男性より低くなっている。
- ・扶養手当や住居手当について、世帯主や契約者となっている男性に支給している場合が多い。
- ・勤務年数については、採用年度を勤務年数 1 年目としている。しかし、給与算定には経験に応じた前歴換算、また扶養手当の支給などの要因により、結果的に給与の差異が生じている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数 1 年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。